

特許法等の一部を改正する法律案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）（第一条関係）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第二十八条）</p> <p>第二章 特許及び特許出願（第二十九条 第四十六条）</p> <p>第三章 審査（第四十七条 第六十三条）</p> <p>第三章の二 出願公開（第六十四条 第六十五条）</p> <p>第四章 特許権</p> <p>第一節 特許権（第六十六条 第九十九条）</p> <p>第二節 権利侵害（第百条 第百六条）</p> <p>第三節 特許料（第百七条 第百十二条の三）</p> <p>第五章 特許異議の申立て（第百十三条 第百二十条の六）</p> <p>第六章 審判（第百二十一条 第百七十条）</p> <p>第七章 再審（第百七十一条 第百七十七条）</p> <p>第八章 訴訟（第百七十八条 第百八十四条の二）</p> <p>第九章 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例（第百八十四条の三 第百八十四条の二十）</p> <p>第十章 雑則（第百八十五条 第百九十五条の四）</p> <p>第十一章 罰則（第百九十六条 第二百四条）</p> <p>附則</p> <p>（代理権の範囲）</p> <p>第九条 日本国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有する者であつて手続をするものの委任による代理人は、特別の授權を得なければ、特許出願の変更、放棄若しくは取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請若しくは申立ての取下げ、第四十一条第一項の優先権の主張若しくはその取下げ、出願公開の請求、第百二十一条第一項の審判の請求、特許権の放棄又は復代理人の選任をすることができない。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第二十八条）</p> <p>第二章 特許及び特許出願（第二十九条 第四十六条）</p> <p>第三章 審査（第四十七条 第六十三条）</p> <p>第三章の二 出願公開（第六十四条・第六十五条）</p> <p>第四章 特許権</p> <p>第一節 特許権（第六十六条 第九十九条）</p> <p>第二節 権利侵害（第百条 第百六条）</p> <p>第三節 特許料（第百七条 第百十二条の三）</p> <p>第五章 特許異議の申立て（第百十三条 第百二十条の六）</p> <p>第六章 審判（第百二十一条 第百七十条）</p> <p>第七章 再審（第百七十一条 第百七十七条）</p> <p>第八章 訴訟（第百七十八条 第百八十四条の二）</p> <p>第九章 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例（第百八十四条の三 第百八十四条の二十）</p> <p>第十章 雑則（第百八十五条 第百九十五条の四）</p> <p>第十一章 罰則（第百九十六条 第二百四条）</p> <p>附則</p> <p>（代理権の範囲）</p> <p>第九条 日本国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有する者であつて手続をするものの委任による代理人は、特別の授權を得なければ、特許出願の変更、放棄若しくは取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請若しくは申立ての取下げ、第四十一条第一項の優先権の主張若しくはその取下げ、第百二十一条第一項の審判の請求、特許権の放棄又は復代理人の選任をすることができない。</p>

(複数当事者の相互代表)

第十四条 二人以上が共同して手続をしたときは、特許出願の変更、放棄及び取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請又は申立ての取下げ、第四十一条第一項の優先権の主張及びその取下げ、出願公開の請求並びに第二百二十一条第一項の審判の請求以外の手続については、各人が全員を代表するものとする。ただし、代表者を定めて特許庁に届け出たときは、この限りでない。

(要約書の補正)

第十七条の三 特許出願人は、特許出願の日(第四十一条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、同項に規定する先の出願の日、第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約(千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。)第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日、第四十一条第一項、第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による二以上の優先権の主張を伴う特許出願にあつては、当該優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日。第六十四条第一項において同じ。) から一年三月以内(出願公開の請求があつた後を除く。)に限り、願書に添付した要約書について補正をすることができ

(複数当事者の相互代表)

第十四条 二人以上が共同して手続をしたときは、特許出願の変更、放棄及び取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請又は申立ての取下げ、第四十一条第一項の優先権の主張及びその取下げ並びに第二百二十一条第一項の審判の請求以外の手続については、各人が全員を代表するものとする。ただし、代表者を定めて特許庁に届け出たときは、この限りでない。

(要約書の補正)

第十七条の三 特許出願人は、特許出願の日(第四十一条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、同項に規定する先の出願の日、第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約(千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。)第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日、第四十一条第一項、第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による二以上の優先権の主張を伴う特許出願にあつては、当該優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日。第六十四条第一項において同じ。) から一年三月以内に限り、願書に添付した要約書について補正をすることができる。

(特許の要件)

第二十九条 産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

- 一 特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明
- 二 特許出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた発明

三 特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた発明

2 (略)

(発明の新規性の喪失の例外)

第三十条 特許を受ける権利を有する者が試験を行い、刊行物に発表し、電気通信回線を通じて発表し、又は特許庁長官が指定する學術団体が開催する研究集会において文書をもつて発表することにより、第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明は、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項各号の一に該当するに至らなかつたものとみなす。

2 特許を受ける権利を有する者の意に反して第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明も、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、前項と同様とする。

3 特許を受ける権利を有する者が政府若しくは地方公共団体(以下「政府等」という。)が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するものに、パリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に、又はパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国

(特許の要件)

第二十九条 産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

- 一 特許出願前に日本国内において公然知られた発明
- 二 特許出願前に日本国内において公然実施をされた発明

三 特許出願前に日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された発明

2 (略)

(発明の新規性の喪失の例外)

第三十条 特許を受ける権利を有する者が試験を行い、刊行物に発表し、又は特許庁長官が指定する學術団体が開催する研究集会において文書をもつて発表することにより、第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明について、その該当するに至つた日から六月以内にその者が特許出願をしたときは、その発明は、同項各号の一に該当するに至らなかつたものとみなす。

2 特許を受ける権利を有する者の意に反して第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明について、その該当するに至つた日から六月以内にその者が特許出願をしたときも、前項と同様とする。

3 特許を受ける権利を有する者が政府若しくは地方公共団体(以下「政府等」という。)が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するものに、パリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に、又はパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国

のいずれにも該当しない国の領域内での政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官が指定するものに出品することにより、第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明も、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、第一項と同様とする。

4 第一項又は前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明が第一項又は前項の規定の適用を受けようことができる発明であることを証明する書面を特許出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

(特許出願の分割)

第四十四条 (略)

2 3 (略)

4 第一項に規定する新たな特許出願をする場合には、もとの特許出願について提出された書面又は書類であつて、新たな特許出願について第三十条第四項、第四十一条第四項又は第四十三条第一項及び第二項(前条第三項において準用する場合を含む。)の規定により提出しなければならないものは、当該新たな特許出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

(出願の変更)

第四十六条 実用新案登録出願人は、その実用新案登録出願を特許出願に変更することができる。ただし、その実用新案登録出願の日から三年を経過した後は、この限りでない。

2 意匠登録出願人は、その意匠登録出願を特許出願に変更することができる。ただし、その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の際本の送達があつた日から三十日を経過した後又はその意匠登録出願の日から三年を経過した後(その意

のいずれにも該当しない国の領域内での政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官が指定するものに出品することにより、第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明について、その該当するに至つた日から六月以内にその者が特許出願をしたときも、第一項と同様とする。

4 特許出願に係る発明について第一項又は前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、その特許出願に係る発明が第一項又は前項に規定する発明であることを証明する書面を特許出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

(特許出願の分割)

第四十四条 (略)

2 3 (略)

第四十六条 実用新案登録出願人は、その実用新案登録出願を特許出願に変更することができる。

(出願の変更)

2 意匠登録出願人は、その意匠登録出願を特許出願に変更することができる。ただし、その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の際本の送達があつた日から三十日を経過した後又はその意匠登録出願の日から七年を経過した後(その意

匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の際本の送達があつた日から三十日以内の期間を除く。）は、この限りでない。

3 4 (略)

5 第四十四条第二項から第四項までの規定は、第一項又は第二項の規定による出願の変更の場合に準用する。

(出願審査の請求)

第四十八条の三 特許出願があつたときは、何人も、その日から三年以内に、特許庁長官にその特許出願について出願審査の請求をすることができる。

2 3 4 (略)

(出願公開)

第六十四条 特許庁長官は、特許出願の日から一年六月を経過したときは、特許掲載公報の発行をしたものを除き、その特許出願について出願公開をしなければならない。次条第一項に規定する出願公開の請求があつたときも、同様とする。

2 3 (略)

(出願公開の請求)

第六十四条の二 特許出願人は、次に掲げる場合を除き、特許庁長官に、その特許出願について出願公開の請求をすることができる。

一 その特許出願が出願公開されている場合

二 その特許出願が第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出願であつて、第四十三条第二項(第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。)に規定する書類及び第四十三条第五項(第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。)に規定する書面が特許庁長官に提出されていないものである場合

匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の際本の送達があつた日から三十日以内の期間を除く。）は、この限りでない。

3 4 (略)

5 第四十四条第二項及び第三項の規定は、第一項又は第二項の規定による出願の変更の場合に準用する。

(出願審査の請求)

第四十八条の三 特許出願があつたときは、何人も、その日から七年以内に、特許庁長官にその特許出願について出願審査の請求をすることができる。

2 3 4 (略)

(出願公開)

第六十四条 特許庁長官は、特許出願の日から一年六月を経過したときは、特許掲載公報の発行をしたものを除き、その特許出願について出願公開をしなければならない。

2 3 (略)

三 その特許出願が外国語書面出願であつて第三十六条の二第二項に規定する外国語書面の翻訳文が特許庁長官に提出されていないものである場合

2 出願公開の請求は、取り下げることができない。

第六十四条の三 出願公開の請求をしようとする特許出願人は、次に掲げる事項を記載した請求書の特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 出願公開の請求に係る特許出願の表示

(出願公開の効果等)

第六十五条 (略)

2 4 (略)

5 第一条及び第四百四条から第四百五条の二まで並びに民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百九条及び第七百二十四条(不法行為)の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が特許権の設定の登録前に当該特許出願に係る発明の実施の事実及びその実施をした者を知つたときは、同条中「被害者又八其法定代理人が損害及び加害者ヲ知りタル時」とあるのは、「特許権ノ設定ノ登録ノ日」と読み替えるものとする。

(存続期間)

第六十七条 (略)

2 特許権の存続期間は、その特許発明の実施について安全性の確保等を目的とする法律の規定による許可その他の処分であつて当該処分の目的、手続等からみて当該処分を的確に行うには相当の期間を要するものとして政令で定めるものを受けることが必要であるために、その特許発明の実施をすることができない期間があつたときは、五年を限度として、延長登録の出願により延長することができる。

(出願公開の効果等)

第六十五条 (略)

2 4 (略)

5 第一条、第四百四条及び第四百五条並びに民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百九条及び第七百二十四条(不法行為)の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が特許権の設定の登録前に当該特許出願に係る発明の実施の事実及びその実施をした者を知つたときは、同条中「被害者又八其法定代理人が損害及び加害者ヲ知りタル時」とあるのは、「特許権ノ設定ノ登録ノ日」と読み替えるものとする。

(存続期間)

第六十七条 (略)

2 特許権の存続期間は、その特許発明の実施について安全性の確保等を目的とする法律の規定による許可その他の処分であつて当該処分の目的、手続等からみて当該処分を的確に行うには相当の期間を要するものとして政令で定めるものを受けることが必要であるために、その特許発明の実施をすることが二年以上できなかったときは、五年を限度として、延長登録の出願により延長することができる。

(存続期間の延長登録)
第六十七条の二 (略)

- 一 二 (略)
- 三 延長を求める期間(五年以下の期間に限る。)
- 四 (略)
- 2 (略)
- 3 特許権の存続期間の延長登録の出願は、前条第二項の政令で定める処分を受けた日から政令で定める期間内になければならない。ただし、同条第一項に規定する特許権の存続期間の満了後は、することができない。
- 4 5 (略)
- 6 特許権の存続期間の延長登録の出願があつたときは、第一項各号に掲げる事項並びにその出願の番号及び年月日を特許公報に掲載しなければならない。

- 第六十七条の二の二 特許権の存続期間の延長登録の出願をしようとする者は、第六十七条第一項に規定する特許権の存続期間の満了前六月の前日までに同条第二項の政令で定める処分を受けることができないと見込まれるときは、次に掲げる事項を記載した書面をその日までに特許庁長官に提出しなければならない。
- 一 出願をしようとする者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 特許番号
 - 三 第六十七条第二項の政令で定める処分
 - 2 前項の規定により提出すべき書面を提出しないときは、第六十七条第一項に規定する特許権の存続期間の満了前六月以後に特許権の存続期間の延長登録の出願をすることができない。
 - 3 第一項に規定する書面が提出されたときは、同項各号に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。

第六十七条の三 (略)

(存続期間の延長登録)
第六十七条の二 (略)

- 一 二 (略)
- 三 延長を求める期間(二年以上五年以下の期間に限る。)
- 四 (略)
- 2 (略)
- 3 特許権の存続期間の延長登録の出願は、前条第二項の政令で定める処分を受けた日から政令で定める期間内になければならない。ただし、同条第一項に規定する特許権の存続期間の満了前六月以後は、することができない。
- 4 5 (略)
- 6 特許権の存続期間の延長登録の出願があつたときは、第一項各号に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。

第六十七条の三 (略)

一（二）（略）

三（略）

四（略）

五 その出願が第六十七條の二第四項に規定する要件を満たしていないとき。

2（略）

3 特許権の存続期間の延長登録をすべき旨の査定又は審決があつたときは、特許権の存続期間を延長した旨の登録をする。

4 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。

一（二）（略）

三 特許権の存続期間の延長登録の出願の番号及び年月日

四（略）

五（略）

六（略）

第七十一条（略）

2（略）

3 第三百三十一条第一項及び第二項本文、第三百三十二条第一項及び第二項、第三百三十三条、第三百三十三条の二、第三百三十四条第一項、第三項及び第四項、第三百三十五条、第三百三十六條第一項及び第二項、第三百三十七條第二項、第三百三十八條、第三百三十九條（第六号を除く。）、第四百四十條から第四百四十四條まで、第四百四十四條の二第一項及び第三項から第五項まで、第四百四十五条第二項から第五項まで、第四百四十六條、第四百四十七條第一項及び第二項、第四百五十條第一項から第五項まで、第四百五十一條から第四百五十四條まで、第四百五十五條第一項、第四百五十七條並びに第四百六十九條第三項、第四項及び第六項の規定は、第一項の判定に準用する。この場合において、第三百三十五条中「審決」とあるのは「決定」と、第四百四十五條第二項中「前項に規定

一（二）（略）

三 その特許発明の実施をすることができなかつた期間が二年に満たないとき。

四（略）

五（略）

六 その出願が前条第四項に規定する要件を満たしていないとき。

2（略）

3 前項の査定があつたときは、特許権の存続期間を延長した旨の登録をする。

4 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。

一（二）（略）

三（略）

四（略）

五（略）

第七十一条（略）

2（略）

3 前項に規定するもののほか、判定に関する手続は、政令で定める。

する審判以外の審判」とあるのは「判定の審理」と、同条第五項ただし書中「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき」とあるのは「審判長が必要があると認めるとき」と、第百五十一条中「第四百七十七条」とあるのは「第四百七十七条第一項及び第二項」と、第百五十五条第一項中「審決が確定するまで」とあるのは「判定の謄本が送達されるまで」と読み替えるものとする。

4| 前項において読み替えて準用する第百三十五条の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

第七十一条の二 特許庁長官は、裁判所から特許発明の技術的範囲について鑑定嘱託があつたときは、三名の審判官を指定して、その鑑定をさせなければならない。

2| 第百三十六條第一項及び第二項、第百三十七條第二項並びに第百三十八條の規定は、前項の鑑定の嘱託に準用する。

(具體的態様の明示義務)

第百四條の二 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、特許権者又は専用実施権者が侵害の行為を組成したものと主張する物件又は方法の具體的態様を否認するときは、相手方は、自己の行為の具體的態様を明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにすることができない相当の理由があるときは、この限りでない。

(書類の提出等)

第百五條 裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

2| 裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうか

(書類の提出)

第百五條 裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

かの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

3) 前二項の規定は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟における当該侵害行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

(損害計算のための鑑定)

第百五条の二 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、裁判所が当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な事項について鑑定を命じたときは、当事者は、鑑定人に対し、当該鑑定をするため必要な事項について説明しなければならない。

(相当な損害額の認定)

第百五条の三 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

(特許料)

第百七条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、特許権の設定の登録の日から第六十七条第一項に規定する存続期間（同条第二項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの）の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金額
第一年から	毎年一万三千円に一請求項につき千百円を

(特許料)

第百七条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、特許権の設定の登録の日から第六十七条第一項に規定する存続期間（同条第二項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの）の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金額
第一年から	毎年一万三千円に一請求項につき千四百円

第三年まで	加えた額
第四年から 第六年まで	毎年二万三百円に一請求項につき千六百円 を加えた額
第七年から 第九年まで	毎年四万六百元に一請求項につき三千二百 円を加えた額
第十年から 第二十五年まで	毎年八万二千二百円に一請求項につき六千四 百円を加えた額

255 (略)

(特許料の減免又は猶予)

第九条 特許庁長官は、次に掲げる者であつて資力に乏しい者として政令で定める要件に該当する者が、特許料を納付することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、第七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

- 一 その特許発明の発明者又はその相続人
- 二 その特許発明が第三十五条第一項の従業者等がした職務発明であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

(審判書記官)

第十六条 特許庁長官は、各特許異議申立事件について審判書記官を指定しなければならない。

2) 第四十四条の三第三項から第五項までの規定は、前項の審判書記官に準用する。

第三年まで	を加えた額
第四年から 第六年まで	毎年二万三百円に一請求項につき二千円 を加えた額
第七年から 第九年まで	毎年四万六百元に一請求項につき四千二百 円を加えた額
第十年から 第二十五年まで	毎年八万二千二百円に一請求項につき八千四 百円を加えた額

255 (略)

(特許料の減免又は猶予)

第九条 特許庁長官は、第七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を納付すべき者がその特許発明の発明者又はその相続人である場合において貧困により特許料を納付する資力がないと認めるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

(意見書の提出等)
第二百二十条の四 (略)

2 (略)

3 第二百二十六条第二項から第四項まで、第二百二十七条、第二百二十八条、第二百三十一条、第二百三十二条第三項及び第四項並びに第二百六十五条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二百二十六条第四項中「第一項ただし書第一号及び第二号の場合には」とあるのは、「特許異議の申立てにおいては、特許異議の申立てがされていない請求項についての訂正であつて、第二百二十条の四第二項ただし書第一号又は第二号の場合には」と読み替えるものとする。

(答弁書の提出等)

第二百三十四条 (略)

2 3 4 (略)

5 第二百二十六条第二項から第五項まで、第二百二十七条、第二百二十八条、第二百三十一条、第二百三十二条第三項及び第四項並びに第二百六十五条の規定は、第二項の場合に準用する。この場合において、第二百二十六条第四項中「第一項ただし書第一号及び第二号の場合には」とあるのは、「第二百二十三条第一項の審判においては、同項の審判の請求がされていない請求項についての訂正であつて、第二百三十四条第二項ただし書第一号又は第二号の場合には」と読み替えるものとする。

(審判書記官)

第二百四十四条の二 特許庁長官は、各審判事件(第六十二條の規定により審査官がその請求を審査する審判事件にあつては、第六十四條第三項の規定による報告があつたものに限る。)

2 審判書記官の資格は、政令で定める。

3 特許庁長官は、第一項の規定により指定した審判書記官が審

(意見書の提出等)
第二百二十条の四 (略)

2 (略)

3 第二百二十六条第二項から第四項まで、第二百二十七条、第二百二十八条、第二百三十一条、第二百三十二条第三項及び第四項並びに第二百六十五条の規定は、前項の場合に準用する。

(答弁書の提出等)

第二百三十四条 (略)

2 3 4 (略)

5 第二百二十六条第二項から第五項まで、第二百二十七条、第二百二十八条、第二百三十一条、第二百三十二条第三項及び第四項並びに第二百六十五条の規定は、第二項の場合に準用する。

判に關与することに故障があるときは、その指定を解いて他の審判書記官を指定しなければならない。

4| 審判書記官は、審判事件に關し、調書の作成及び送達に關する事務を行うほか、審判長の命を受けて、その他の事務を行う⁹。

5| 第三百二十九条（第六号を除く。）及び第四百四十条から前条までの規定は、審判書記官に準用する。この場合において、除斥又は忌避の申立てに係る審判書記官は、除斥又は忌避についての審判に關与することができない。

（調書）

第四百四十七條 第四百四十五條第一項又は第二項ただし書の規定による口頭審理による審判については、審判書記官は、期日ごとに審理の要旨その他必要な事項を記載した調書を作成しなければならない。

2| 審判書記官は、前項の調書の作成又は変更に關して審判長の命令を受けた場合において、その作成又は変更を正当でないと認めるときは、自己の意見を書き添えることができる。

3| 民事訴訟法第六十條第二項及び第三項（口頭弁論調書）の規定は、第一項の調書に準用する。

（証拠調及び証拠保全）

第五百十條（略）

2| 3 （略）

4 特許庁長官は、第二項の規定による審判請求前の申立てがあつたときは、証拠保全に關与すべき審判官及び審判書記官を指定する。

5| 6 （略）

第五百十九條（略）

2 （略）

3 第五十一條及び第六十七條の三第二項の規定は、第二百一十一

（調書）

第四百四十七條 第四百四十五條第一項又は第二項ただし書の規定による口頭審理による審判については、特許庁長官が指定する職員は、審判長の命を受けて、期日ごとに審理の要旨その他必要な事項を記載した調書を作成しなければならない。

2| 民事訴訟法第六十條第二項及び第三項（口頭弁論調書）の規定は、前項の調書に準用する。

（証拠調及び証拠保全）

第五百十條（略）

2| 3 （略）

4 特許庁長官は、第二項の規定による審判請求前の申立てがあつたときは、証拠保全に關与すべき審判官を指定する。

5| 6 （略）

第五百十九條（略）

2 （略）

3 第五十一條の規定は、第二百一十一條第一項の審判の請求を理

条第一項の審判の請求を理由があるとする場合に準用する。

(訴訟との関係)

第百六十八条 (略)

2 (略)

3 裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に関する訴えの提起があつたときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。その訴訟手続が完結したときも、また同様とする。

4 特許庁長官は、前項に規定する通知を受けたときは、その特許権についての審判の請求の有無を裁判所に通知するものとする。その審判の請求書の却下の決定、審決又は請求の取下げがあつたときも、また同様とする。

(国内公表等)

第百八十四条の九 特許庁長官は、第百八十四条の四第一項の規定により翻訳文が提出された外国語特許出願について、特許掲載公報の発行をしたものを除き、国内書面提出期間の経過後(国内書面提出期間内に出願人から出願審査の請求があつた国際特許出願であつて条約第二十一条に規定する国際公開(以下「国際公開」という。)がされているものについては、出願審査の請求の後)、遅滞なく、国内公表をしなければならない。

2~7 (略)

(国際公開及び国内公表の効果等)

第百八十四条の十 国際特許出願の出願人は、日本語特許出願については国際公開があつた後に、外国語特許出願については国内公表があつた後に、国際特許出願に係る発明の内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後特許権の設定の登録前に業としてその発明を実施した者に対し、その発明が特許発明である場合にその実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の補償金の支払を請求することができる。当該警告を

由があるとする場合に準用する。

(訴訟との関係)

第百六十八条 (略)

2 (略)

(国内公表等)

第百八十四条の九 特許庁長官は、第百八十四条の四第一項の規定により翻訳文が提出された外国語特許出願について、特許掲載公報の発行をしたものを除き、国内書面提出期間の経過後(国内書面提出期間内に出願人から出願審査の請求があつた国際特許出願であつて条約第二十一条に規定する国際公開(以下「国際公開」という。)がされているものについては、優先日から一年六月を経過した時又は出願審査の請求の時のいずれか遅い時の後)、遅滞なく、国内公表をしなければならない。

2~7 (略)

(国際公開及び国内公表の効果等)

第百八十四条の十 国際特許出願の出願人は、日本語特許出願については国際公開があつた後(優先日から一年六月を経過する以前に国際公開があつたときは、優先日から一年六月を経過した後)に、外国語特許出願については国内公表があつた後に、国際特許出願に係る発明の内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後特許権の設定の登録前に業としてその発明を実施した者に対し、その発明が特許発明である場合に

しない場合においても、日本語特許出願については国際公開がされた国際特許出願に係る発明であることを知つて特許権の設定の登録前に、外国語特許出願については国内公表がされた国際特許出願に係る発明であることを知つて特許権の設定の登録前に、業としてその発明を実施した者に対しては、同様とする。

2 (略)

(補正の特例)

第百八十四条の十二 (略)

2 (略)

3 国際特許出願の出願人は、第十七条の三の規定にかかわらず、優先日から一年三月以内(第百八十四条の四第一項の規定により翻訳文が提出された外国語特許出願のうち、国内書面提出期間内に出願人から出願審査の請求のあつた国際特許出願であつて国際公開がされているものについては、出願審査の請求があつた後を除く。)に限り、願書に添付した要約書について補正をすることができる。

(発明の新規性の喪失の例外の特例)

第百八十四条の十四 第三十条第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする国際特許出願の出願人は、その旨を記載した書面及び第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明が第三十条第一項又は第三項の規定の適用を受けることができる発明であることを証明する書面を、同条第四項の規定にかかわらず、国内処理基準時の属する日後通商産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出することができる。

第百九十条 民事訴訟法第九十八条第二項、第九十九条から第百

その実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の補償金の支払を請求することができる。当該警告をしない場合においても、日本語特許出願については国際公開がされた国際特許出願に係る発明であることを知つて特許権の設定の登録前(優先日から一年六月を経過する以前に国際公開がされた国際特許出願については、優先日から一年六月を経過した後特許権の設定の登録前)に、外国語特許出願については国内公表がされた国際特許出願に係る発明であることを知つて特許権の設定の登録前に、業としてその発明を実施した者に対しては、同様とする。

2 (略)

(補正の特例)

第百八十四条の十二 (略)

2 (略)

3 国際特許出願の出願人は、第十七条の三の規定にかかわらず、優先日から一年三月以内に限り、願書に添付した要約書について補正をすることができる。

(発明の新規性の喪失の例外の特例)

第百八十四条の十四 国際特許出願に係る発明について第三十条第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面及びその国際特許出願に係る発明が同条第一項又は第三項に規定する発明であることを証明する書面を、同条第四項の規定にかかわらず、国内処理基準時の属する日後通商産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出することができる。

第百九十条 民事訴訟法第九十八条第二項、第九十九条から第百

三条まで、第二百五条、第百六条、第百七条第一項（第二号及び第三号を除く。）及び第三項並びに第百九条（送達）の規定は、この法律又は前条の通商産業省令で定める書類の送達に準用する。この場合において、同法第九十八条第二項及び第百条中「裁判所書記官」とあるのは、「特許庁長官の指定する職員又は審判書記官」と、同法第九十九条第一項中「郵便又は執行官」とあるのは、「郵便」と、同法第百七条第一項中「場合には、裁判所書記官」とあるのは、「場合及び審査に関する書類を送達すべき場合には、特許庁長官の指定する職員又は審判書記官」と読み替えるものとする。

（出願審査の請求の手数料の減免）

第百九十五条の二 特許庁長官は、次に掲げる者であつて資力に乏しい者として政令で定める要件に該当する者が、出願審査の請求の手数料を納付することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、自己の特許出願について前条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

一 その発明の発明者又はその相続人

二 その発明が第三十五条第一項の従業者等がした職務発明であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

（偽証等の罪）

第百九十九条（略）

2 前項の罪を犯した者が事件の判定の謄本が送達され、又は特許異議の申立てについての決定若しくは審決が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

（両罰規定）

三条まで、第二百五条、第百六条、第百七条第一項（第二号及び第三号を除く。）及び第三項並びに第百九条（送達）の規定は、この法律又は前条の通商産業省令で定める書類の送達に準用する。この場合において、同法第九十八条第二項及び第百条中「裁判所書記官」とあるのは、「特許庁長官の指定する職員」と、同法第九十九条第一項中「郵便又は執行官」とあるのは、「郵便」と、同法第百七条第一項中「場合には、裁判所書記官」とあるのは、「場合及び審査に関する書類を送達すべき場合には、特許庁長官の指定する職員」と読み替えるものとする。

（出願審査の請求の手数料の減免）

第百九十五条の二 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者がその特許出願に係る発明の発明者又はその相続人である場合において、貧困により前条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を納付する資力がなないと認めるときは、政令で定めるところにより、その手数料を軽減し、又は免除することができる。

（偽証等の罪）

第百九十九条（略）

2 前項の罪を犯した者が事件の特許異議の申立てについての決定又は審決が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

（両罰規定）

第二百一条（略）

一（略）

二 第九十七条又は第九十八条 一億円以下の罰金刑

（過料）

第二百二条 第五十一条（第七十一条第三項、第十九条（第七十四条第一項において準用する場合を含む。）及び第七十四条第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。）において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

第二百一条（略）

一（略）

二 第九十七条又は第九十八条 各本条の罰金刑

（過料）

第二百二条 第五十一条（第十九条（第七十四条第一項において準用する場合を含む。）及び第七十四条第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。）において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。